

熊本市電波障害の防止に関する指導要綱

熊 本 市

熊本市電波障害の防止に関する指導要綱

制定 昭和51年 8月 1日制定
改正 平成 8年 8月 1日改正
平成21年 7月 1日建築指導課長決裁
平成22年 5月21日建築指導課長決裁
平成23年 6月22日建築指導課長決裁
令和 2年（2020年）10月29日建築指導課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築主等が中高層建築物等を建築する場合に、近隣居住者との間に生じる電波障害（テレビジョンまたはラジオの電波の受信に障害を生じるものをいう。以下同じ。）に関する紛争を防止し、地域住民の良好な居住環境を保全するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 中高層建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物及び法第88条に規定する工作物（以下「建築物等」という。）で当該建築物等の敷地の用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定するものをいう。）に応じて次の表に掲げる高さを有するものをいう。

用 途 地 域	高 さ
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 未指定区域	10メートル
商業地域 準工業地域 工業地域	15メートル

- (2) 建築 中高層建築物等の新築、増築、改築及び移転をいい、工事期間中を含む。
- (3) 建築主等 中高層建築物等の建築主、築造主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいい、国、県及び市の機関を除く。
- (4) 近隣居住者 中高層建築物等により電波障害を受ける者をいう。

(建築主等の責務)

第3条 建築主等は、中高層建築物等の建築にあたっては、電波障害が生じないよう対策を講じるとともに、近隣居住者との間に紛争が生じた場合は誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

(電波障害の防止)

第4条 中高層建築物等を建築しようとする建築主等は、次の各号に掲げる事項を講じよう努めるものとする。

(1) 建築確認申請（法第6条第1項又は法第6条の2第1項に規定するものをいう。次条において同じ。）を行う前に、放送電波の受信調査について経験と技術的能力がある調査機関に依頼し、電波障害の予測範囲とその改善方法等について検討すること。

(2) 建築主等は、中高層建築物等の建築により電波障害が生じたときは、近隣居住者及び前項の調査機関と協議し、その障害防止に必要な措置を速やかに講じること。

(3) 建築主等は、前項により必要な措置を講ずる場合において、共同アンテナその他の設備を設置する場合は、

その設置後におけるそれらの設備の維持管理に関する事項（地上デジタル放送受信時の対応を含む。）について、あらかじめ近隣居住者と協議すること。

（関係書類の提出）

第5条 建築主等は、建築確認申請を行なう前に、次の各号に掲げる書類を市長に2部提出するものとする。

- （1） 建築計画書（様式第1号）
- （2） 電波障害防止計画書（様式第2号）
- （3） 誓約書（様式第3号）

（指導）

第6条 市長は、前条の提出があった場合において、中高層建築物等の電波障害防止計画が不十分であると認められるとき、又は近隣居住者のテレビジョン又はラジオに著しい電波障害のおそれがあると認められるときは、建築主等に対し必要な措置を講じるよう指導することができる。

- | | | | | |
|-----|--------------------|-----|----|---------|
| 附 則 | この要綱は、昭和51年 | 8月 | 1日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成 8年 | 8月 | 1日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成21年 | 7月 | 1日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成22年 | 7月 | 1日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年 | 8月 | 1日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和 2年（2020年） | 11月 | 1日 | から施行する。 |

(添付図書) この計画書には、次の図書を添付してください。
(1) 案内図及び配置図 (2) 立面図(縮尺1/100~1/300)

電 波 障 害 防 止 計 画 書

年 月 日

熊 本 市 長 (宛)

建築主 住所
氏名

建築物等による電波障害の防止計画について、次のとおり提出します。

建築物等の所在地、 用途地域及び名称	熊本市 用途地域…（ ）・名称（ ）
建築物等の概要	最高の高さ（工作物の高さ）（ ）メートル 軒の高さ（ ）メートル 階数（地下の階数を除く。）（ ）階
工事予定期間	工事着工 年 月 日 鉄骨建方、躯体完了 年 月 日 工事完了 年 月 日
電波障害調査実施者 の住所及び氏名	住所 氏名
電波障害を与えると 予想される世帯数	テレビ（ ）世帯 ラジオ（FM）（ ）世帯 調査実施者の所見
電波障害地区住民の 代表者の住所及び氏名	住所 氏名
電波障害防止計画	（改善のための措置及びその費用負担者並びにその対象世帯等を具体的に記載すること。）
調査機関名及び所見	機関名 所見

（添付図書） この計画書には次の書類を添付してください。

（1） 電波障害に係る近隣居住者との協議決定事項を記載した書類があればその写し。

（2） 建築物等周辺の電波障害防止計画範囲を示した地図。
（調査機関の作成による1,500分の1～2,500分の1のもの。）

誓 約 書

年 月 日

熊 本 市 長 (宛)

建築主 住所
氏名 印

設計者 住所
氏名 印

工事監理者 住所
氏名 印

工事施工者 住所
氏名 印

このたび、熊本市 に建築を予定している建築物等において電波障害が発生した場合は、近隣居住者との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合には、自己の責任において誠意をもってその解決にあたることを誓約します。

(注) 氏名は、自署若しくは記名押印をしてください。
施工者が未定の場合は「未定」と記入してください。
代理者を設定する場合は委任状を添付してください。